１　漁業近代化資金

（貸付利率は令和８年６月 18 日現在）

融資対象事業	次の１～８号に掲げる事業（別表参照） １・２号　漁船 ３　号　漁船漁具保管修理施設等の漁業用施設 ４　号　水産種苗生産用機具等の漁業用機具 ５　号　養殖いかだ等の漁具（母貝・核の取得を含む。） ６　号　１年以上育成する水産動植物の種苗の購入又は育成 ７　号　漁村情報処理･通信施設等の漁村環境整備 ８　号　漁場改良造成施設、共同利用船舶、特定の漁家住宅等	
借受資格者	漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人 漁業協同組合、漁業協同組合連合会等	
貸付利率	１　個人・法人 (1)　２号　3.10％ (2)　(1)以外のもの　3.10％ ２　漁協・漁連等　3.10％ ※青年漁業者に対しては県単利子補給（0.1％）の上乗せを行う。 （金利は随時変動しますので、最新の金利は漁政課にお問い合わせください。）	
貸付限度額	個人及び法人	1,800 万円～３億 6,000 万円（別表参照）
	漁業協同組合	12 億円
償還期限	５～20 年以内（別表参照）	
据置期間	２～３年以内（別表参照）	
融資率	事業費の 80％以内	
その他	１　償還方法　元本均等償還 ２　取扱金融機関　漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会	

相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

《　借　入　手　続　き　》